

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 盛幸会

(基本的な考え方)

虐待防止委員会は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待の防止に努めることを目的とする。

(虐待の定義)

1. 身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由もなく身体を拘束すること。
2. 介護・世話の放棄放任
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。
3. 心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待
利用者にわいせつな行為すること、または利用者にわいせつな行為させること。
5. 経済的虐待
契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(委員会の構成と開催)

1. 委員は以下の通りとする。
 - ① 委員長は施設長とし虐待防止責任者とする。
 - ② 委員は各事業所の管理者(または代表者)および介護主任、生活相談員、看護師、介護支援専門員、理学療法士等の専門職で構成する。
 - ③ 委員には必要がある場合に法人役員、苦情解決第三者委員等を加えることができるものとする。

2. 委員会の開催

委員会は年 1 回以上開催する。

* 但し法人事業所内において協議事項が生じた場合は都度開催する。

(身体拘束適正化委員会については3か月に1度開催する。)

(高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）* 在宅部門は年 1 回以上とする。
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

(虐待等が発生した場合の相談報告体制)

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。一次相談窓口は各事業部及び各部署の管理者（責任者）とします。管理者は施設長及び理事長に報告するものとする。
- ② 苦情を受けつけた内容は、個人情報取り扱いに十分留意し相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。また、対応の結果は相談者にも報告する。
- ③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

<市町村担当窓口>

川西市 介護保険課 適正化担当

TEL 072-740-1149

FAX 072-740-2003

(成年後見制度の利用支援)

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

(利用者等に対する指針の閲覧)

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるように事務室等に備え付ける。また、ホームページにも公開する。

付則

2024年4月1日より施行します。